

# 簡易ガス小売供給約款

令和4年11月 1日

松江市ガス局

---

## 簡易ガス小売供給約款

条 章	項 条	目 次	頁
1		簡易ガス小売約款の適用	
	1	適用	1
	2	小売約款及び変更の揭示等	1
2	3	用語の定義	1
		使用の申込み及び契約	
	4	使用の申込み	3
	5	契約の成立及び変更	4
	6	使用又は工事の承諾	4
	7	名義の変更	4
	8	ガス小売供給契約の解除	5
	9	契約消滅後の関係	5
	3		工事及び検査
10		工事の設計見積り等	5
11		工事の実施	5
12		工事に伴う費用の負担	7
13		工事費等の納入及び精算	9
14		供給施設等の検査	10
4			検針及び使用量の算定
	15	検針	10
	16	計量の単位	11
	17	使用量の算定	11
	18	使用量のお知らせ	13
5		料金等	
	19	料金の適用開始	13
	20	支払期限	13
	21	料金の徴収及び算定等	13
	22	単位料金の調整	14
	23	料金の精算等	15
	24	料金の支払方法	15
	25	料金の口座振替	16
	26	料金の払込み	16
27	料金の本市への支払日	16	

## 簡易ガス供給約款

条 章	項 条	目 次	頁
6	28	遅収料金の徴収方法	16
	29	料金の支払順序	16
	30	工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	16
		供 給	
	31	供給ガスの圧力及び成分	17
	32	供給又は使用の制限等	17
	33	供給停止	17
7	34	供給停止の解除	18
	35	供給制限等の賠償	18
		保 安	
	36	供給施設の保安責任	18
	37	周知及び調査義務	18
8	38	保安に対するお客さまの協力	19
	39	使用者の責任	19
	40	そ の 他	
		使用場所への立入り	19
附 則			
		1. 実施の期日	21

### 別 表

(別表第1)	供給地点群および適用する料金表	22
	あじさい団地	22
	シンフォニータウン乃白	24
	山代住宅	26
	松江市営大庭アパート	28
	松江市営宝谷住宅	30
	松江市営来美アパート	32
	生馬が丘団地	34
	中曽根団地住宅	36
	八幡団地住宅	38
	矢田団地住宅	40

(別表第2)	ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式	42
(別表第3)	調整単位料金の適用基準	43
(別表第4)	早収料金の日割計算(1)	45
(別表第5)	早収料金の日割計算(2)	46
(別表第6)	供給ガスの圧力等	47

# 簡易ガス小売供給約款

## 第1章 簡易ガス小売約款の適用

### (適用)

- 第1条 本市が使用の申込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガス料金（以下「料金」という。）その他の供給条件（以下「供給条件等」という。）は、この簡易ガス小売供給約款（以下「小売約款」という。）によるものとする。
- 2 この小売約款は、別表第1の供給地点群に適用する。
- 3 この小売約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売約款の趣旨に則り、その都度、使用者と本市との協議によるものとする。

### (小売約款及び変更の掲示等)

- 第2条 本市は、この小売約款を、本市の掲示場に掲示し、本市のホームページにも掲載する。
- 2 本市は、契約期間中であってもこの小売約款を変更することがある。その場合、供給条件等は、変更後の小売約款によるものとし、第4項及び第5項の規定に従い変更後の小売約款の掲示及び書面交付等を行うものとする。
- 3 使用者は、この小売約款の変更に異議がある場合は、簡易ガス小売供給契約を解除することができる。
- 4 本市は、小売約款に規定する事項を変更する場合は、原則として変更実施日の10日前までにその変更の内容及び効力発生時期を本市掲示場、本市ホームページに掲示して周知する。
- 5 この小売約款を変更する場合において、変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付を、特に求めがある場合を除き、以下のとおり行うことをあらかじめ承諾しなければならない。ただし、次項に定める場合を除く。
- (1) 変更をしようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付は、訪問、書面の送付、インターネット上での開示その他本市が適当と判断した方法（以下「本市が定めた方法」という。）により、当該変更をしようとする事項のみについて行う。
- (2) 変更後の書面交付は、本市が定めた方法により、当該変更をした事項のほか、本市の名称及び住所、契約年月日並びに供給地点特定番号（以下、次条第19号により、読み替える。）を記載して行う。
- 6 この小売約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合は、特に求めがある場合を除き、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すること及び変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾しなければならない。

### (用語の定義)

- 第3条 この小売約款において使用する用語の定義は、次の当該各号に定めるところによる。
- (1) 圧力 ガス栓の出口におけるガスの静圧力(全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいう。消費機器使用中はこれより圧力は下がる。)をゲージ圧力(大気圧との差をいう。)で

表示したものをいう。

- (2) 最高圧力 使用者に供給するガスの圧力の最高値をいう。
- (3) 最低圧力 使用者に供給するガスの圧力の最低値をいう。
- (4) ガス工作物 ガスの製造及び供給のための施設であつて、ガス事業のために用いるものをいう（第6号から第13号までの設備は全て「ガス工作物」にあたる。）。
- (5) 供給施設 ガス工作物のうち、導管、整圧器、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの付属施設をいう。
- (6) 本支管 原則として公道（道路法（昭和27年法律第180号）その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいう。）に並行して公道に敷設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいう。）等を含む。

なお、次のアからオまでの全てを満たす私道に敷設する導管については、将来、本市が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き、本支管として取り扱う。

  - ア 不特定多数の人及び原則として道路構造令（昭和45年政令第320号）第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること
  - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に定める基準相当を満たすものであること
  - ウ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
  - エ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
  - オ その他、本市が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること
- (7) 供給管 本支管から分岐して、使用者が所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいう。
- (8) 内管 前号の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいう。
- (9) 整圧器 ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいう。
- (10) ガスメーター 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいう。
- (11) マイコンメーター マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ本市が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいう。
- (12) ガス栓 ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいう。
- (13) メーターガス栓 ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいう。
- (14) 消費機器 ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含む。
- (15) ガス工事 供給施設の設置又は変更の工事をいう。
- (16) 検針 ガスの使用量（以下「使用量」という。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいう。
- (17) 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課される消費税及び

地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。  
この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てる。

(18) 消費税率 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいう。

(19) 供給地点特定番号 使用者のガスの需要場所を特定する番号であり、本市において、お客さま番号と読み替える。

(20) 休日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日、日曜日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までをいう。

## 第2章 使用の申込み及び契約

### (使用の申込み)

第4条 ガスを新たに使用する者(ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む者を含む。)、又はガスの使用状況の変更をしようとする者は、あらかじめ供給条件等の重要事項及びこの小売約款等を承諾のうえ、本市にガス使用又はガス工事の申込みをしなければならない(第11条第1項ただし書により松江市簡易内管施工登録店規程(平成17年松江市ガス事業管理規程第29号)で定める簡易内管施工登録店(以下「登録店」という。)にガス工事を申し込む者を除く。)

2 前項のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置変え等供給施設を変更することをいう。

3 本市が必要と認めるときは、使用者の氏名、住所、連絡先等本市が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込まなければならない。

4 建築事業者、宅地造成事業者等(以下「建築事業者等」という。)は、ガスを使用する使用者のため第1項のガス工事を本市に申し込むことができる。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等を使用者として取り扱うものとする。

5 本市は第1項の申込みに応じて、ガスメーターの能力(計量法(平成4年法律第51号)に基づき当該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わす。)を決定する。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス使用又はガス工事の申込みのときに、使用者が設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器(使用開始にあたって、第2項に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限る。)を同時に使用したときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力とする。

6 家庭用にガスを使用する場合には、前項の標準的ガス消費量を算出するにあたって、次の消費機器を算出の対象から除くものとする。

(1) オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度の少ないもの

(2) 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの(大型と小型の場合は小型のものとする。)

7 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、使用者と協議のうえで第5項の標準的ガス消費量を算出することができる。

### (契約の成立及び変更)

第5条 ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」という。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」という。）は、本市が前条第1項に定めるガス使用又はガス工事の申込みを承諾したときに成立する。

なお、契約を変更する場合も、同様とする。

- 2 使用者が希望する場合又は本市が必要とする場合は、ガス小売供給又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成することができる。この場合において、契約は、前項の規定にかかわらず契約書において定める契約成立の日に成立したものとする。
- 3 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（使用者の申込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいう。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び第34条第1項の規定によりガスの供給を再開する場合を除く。）は、原則として、使用者の希望する日からガスの供給を開始する。
- 4 使用者が、他の事業者から本市に切り替えてガス小売供給を申し込む場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始する。

### (使用又は工事の承諾)

第6条 本市は、第4条第1項のガス使用又はガス工事の申込みがあった場合には、次項及び第3項に規定する場合又は特別の事情があると認めた場合を除き、承諾する。

- 2 本市は、次に掲げる本市の責めによらない事由によりガスの供給又はガスの工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申込みを承諾しないことができる。
  - (1) ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が、法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」という。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
  - (2) 災害等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
  - (3) 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
  - (4) 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
  - (5) その他、物理的、人為的又は能力的原因により、本市の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合（供給力を確保する十分な努力を行ったにもかかわらず、必要な供給力を得られなかった場合を含む。）
- 3 本市は、申込者が本市との他のガス小売供給契約（既に消滅しているものを含む。）の料金をそれぞれのガス小売供給契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾しないことができる。
- 4 本市は、第2項及び前項の規定する場合又は特別の事情があると認めた場合に、ガス使用又はガス工事の申込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者に通知する。

### (名義の変更)

第7条 ガスを新たに使用しようとする者が、前使用者のガス小売供給契約に関する全ての権利及び義務（前使用者の料金支払義務を含む。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望する場

合は、その旨を明らかにして使用者の名義の変更を本市に届け出なければならない。

- 2 前項の場合においても、前使用者とのガス小売供給契約が消滅している場合には、第4条第1項の規定によって申し込まなければならない。

#### (ガス小売供給契約の解除)

第8条 ガス小売供給契約を解除しようとする使用者は、あらかじめ解除しようとする日（以下「解除日」という。）を指定して、その旨を本市に通知しなければならない。この場合、本市は使用者本人の意思によるものであることを確認するものとする。

なお、特別の理由なくして、本市が解除日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解除日とする。

- 2 使用者が本市にガス小売供給契約の解除通知をしない場合であっても、既に転居している等明らかにガス小売供給契約を解除したと認められるときは、本市がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいう。）をとる場合がある。この場合、この措置をとった日に解約があったものとみなす。なお、解約したと認められる時点で、既に第33条の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものとする。
- 3 本市は、第6条第2項の各号に掲げる事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書等で使用者に通知することによって、ガス小売供給契約を解除することができる。
- 4 本市は、第33条に掲げる事由によってガスを停止された使用者が、本市の指定した期日までにその事由となった事実を解消しない場合には、文書等で使用者に解除日の遅くとも15日程度前と5日程度前の2回通知した上で、ガス小売供給契約を解除することができる。

#### (契約消滅後の関係)

第9条 ガス小売供給契約期間中に本市と使用者との間に生じた料金その他の債権及び債務は、前条の規定によってガス小売供給契約が解除されても消滅しない。

- 2 本市は、前条の規定によってガス小売供給契約が解除された後も、ガスメーター等本市所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き設置することができる。

### 第3章 工事及び検査

#### (工事の設計見積り等)

第10条 本市は、第4条第1項のガス使用又はガス工事の申込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、本市又は松江市ガス事業承認工事業者規程（平成17年松江市ガス事業管理規程第27号）で定める承認工事業者又は準承認工事業者（以下「承認工事業者等」という。）が遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事費の明細を通知し、使用者又は承認工事業者等と協議のうえ、工事予定日を決定する。

#### (工事の実施)

第11条 ガス工事は、本市に申し込み、本市又は承認工事業者等が施工する。ただし、次項に定める工事（以下「簡易内管工事」という。）は、登録店に申し込み、登録店に施工させるこ

とができる。

- 2 ガス工事のうち、使用者が登録店に申込み、施工させることができる簡易内管工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいう。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般戸建建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般住宅に該当するものをいう。）で、そのガスメーターより下流側で、以下のいずれかに該当する露出部分の工事とする。

- (1) フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
- (2) フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
- (3) 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
- (4) 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
- (5) ガス栓のみを取り替える工事
- (6) 第1号から前号の工事に伴う内管の撤去工事

- 3 使用者がガス工事を登録店に申込み、施工させる場合、工事費その他の条件は使用者と登録店との間で定めることとし、本市はこれに関与しない。

また、その工事に関して後、補修が必要となったとき、又は使用者が損害を受けたとき等には、使用者と登録店との間で協議のうえ解決することとし、本市はこれに関与しない。

- 4 本市が施工した内管及びガス栓を、本市が使用者に引き渡すにあたっては、本市はあらかじめ内管の気密試験を行うものとする。
- 5 登録店が施工した内管及びガス栓を、登録店が使用者に引き渡すにあたっては、本市はあらかじめ登録店に内管の気密試験を行わせるものとする。ただし、本市が必要と認めた場合には、本市が内管の気密試験を行うことがある。
- 6 登録店が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は前号の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで本市は当該施設へのガスの供給を断ることがある。
- 7 本市は、1 需要場所につきガスメーター1 個を設置する。この場合、1 構内をなすものは1 構内を、また、1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所とするが、次の各号に掲げる場合には、原則として次の各号によって取り扱う。

なお、使用者の申込みがある場合であって、本市が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所につきガスメーターを2 個以上設置することができる。

- (1) マンション等1 建物内に2 以上の住戸がある住宅

各1 戸が独立した住居と認められる場合で本市が認めたときは、各1 戸を1 需要場所とする。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次の全ての条件に該当する場合をいう。

ア 各戸が独立的に区画されていること

イ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること

ウ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

- (2) 店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は1 建物に2 以上の会計主体の異なる部分がある場合で本市が認めたときは、各部分を1 需要場所とする。

- (3) 施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合(以下「施設付住宅」という。)には、住宅部分については第1号により、非住宅部分については前号により取り扱う。

- 8 本市は、使用者と協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスメーターを設置する。
- 9 本市は、第3条第1項第7号の境界線内において、その使用者のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用できる。この場合、使用者は、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておかなければならない。これに関して、後日紛争が生じても本市は責任を負わない。
- 10 本市は、供給施設を設置した場合、又はガス小売供給契約の締結に伴い、使用者の門口等第3条第1項第7号の境界線内に使用者である旨の本市所定の標識を掲げる。

### (工事に伴う費用の負担)

第12条 内管及びガス栓は使用者の所有とし、使用者の負担で設置又は撤去するものとする。

- 2 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは本市が留保するものとし、使用者は本市の承諾なしにこれらを使用することはできない。この場合、本市はその旨の表示を付すことがある(第4項において同じ)。
- 3 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、第1号に定める方法により算定した見積単価(ただし、第2号に掲げる工事を除く。)に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要な付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものとする。
  - (1) 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1メートル当たり、1個当たり又は1箇所当たり等で表示する。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、本市、承認工事業者等及び登録店の店頭に掲示する。

#### ア 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手及びその他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出する。

#### イ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出する。

#### ウ 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車に係る費用に基づき算出する。

#### エ 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出する。

#### オ 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出する。

- (2) 次のアからウまでに掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、

運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものとする。

ア 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

イ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ウ 本市が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で本市が指定する製作品に組み込まれた工事材料を使用者が提供する工事

4 使用者の申込みによりその使用者のために設置される整圧器は、使用者の所有とし、使用者の負担で設置するものとする。

5 前項に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えた額とする。

6 ガスメーターは、本市所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額とする。）は、使用者が負担する。

ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、本市都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は本市が負担する。

7 供給管は本市の所有とし、これに要する工事費は、第10項の場合を除き本市が負担する。ただし、使用者の依頼により供給管の位置替え又は撤去を行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額とする。）は、使用者が負担する。

8 本支管及び整圧器（第4項の整圧器を除く。）は本市の所有とし、その工事費は、第10項の場合を除き本市が負担する。

9 本市は、使用者が提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定するものとする。

(1) 本市は、使用者が工事材料を提供する場合（次号を除く。）には検査を行い、それを用いることがある。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要する。

使用者が工事材料を提供する場合、その工事材料を第3項の工事費算定の基礎となる単価で見積り、その金額を材料費から控除して工事費を算定する。また、その工事材料の検査料（消費税等相当額を加えた額とする。）を使用者が負担するものとする。

(2) 本市は、本市が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で本市が指定する製作品に組み込まれた工事材料を使用者が提供する場合には検査を行い、それを用いることがある。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定する。また、別に定める検査料（検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含む。）は使用者が負担するものとする。

(3) 前号の使用者が提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限る。これを用いる場合には、あらかじめ本市と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結するものとする。

ア ガス事業法令及び本市の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること

イ 本市が指定する講習を修了した者により、本市が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

10 本市は、宅地分譲地についてガス工事の申込みがあった場合は、次により取り扱うものとする。

(1) 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申込みを受けたときに3年経過後のガスの使用

予定者数を推計できるものをいう。

ただし、既築の建物が予定される区画数に対して50パーセント以上ある場合を除くものとする。

- (2) 本市は、その供給地点のうち3年以内にガスの供給を開始することができない供給地点があるときは、当該供給地点に係る本支管及び供給管の設置に要する工事費（所要工事費に消費税等相当額を加えた額とする。）を工事負担金として、建築事業者等に負担させるものとする。

この場合、3年経過後のガス使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができる。

- 11 使用者所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えた額とする。）は、使用者の負担とし本市所有の供給施設の修繕費は、本市が負担することを原則とする。
- 12 ガス工事着手後、使用者の都合によって供給開始前にガス小売供給契約若しくはガス工事契約が変更又は解除される場合は、使用者は本市が既に要した費用及びこれらの契約の変更又は解除によって生じた損害を賠償することを原則とする。

ただし、工事を実施していない部分につき、次条第7項に掲げる工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、本市がガス工事契約の変更又は解除もやむを得ないと認める場合は、使用者と協議によるものとする。

- 13 前項に基づき使用者が費用及び損害の賠償を行う範囲は次のとおりとする。
- (1) 既に実施した設計見積の費用（消費税等相当額を含む。）
  - (2) 既に工事を実施した部分についての材料費、労務費等の工事費（消費税等相当額を含む。）及び工具、機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含む。）
  - (3) 原状回復に要した費用
  - (4) その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害
- 14 使用者の都合による等、本市の責に帰すべき事由なく、ガス工事が変更、中断又は解約される場合は、それにより使用者に発生する損害について、本市は賠償の責任を負わない。

#### （工事費等の納入及び精算）

第13条 本市は、前条第3項から第7項まで及び第9項の規定により使用者が負担するものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいう。）の前日までに全額納めさせる。

- 2 本市は、前条第10項の規定により使用者が負担するものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス使用の申込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（前条第4項の整圧器を除く。）の工事を必要としない状態になった日をいう。）の前日までに全額納めさせる。
- 3 本市は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に納めさせ、使用者が負担する前条第3項から第7項まで、第9項及び第10項の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といい、消費税等相当額を含む。）を、その工事完成日までに2

回以上に分割して納めさせることができる。

- (1) 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として3か月を超える工事をいう。）
  - (2) その他、本市が特に必要と認めた工事
- 4 本市は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、10万円以下の工事をいう。）については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等を使用者からの申出があれば、工事完成日以降に納めさせることができる。
  - 5 本市は、使用者所有の既設内管を、その使用者からの申込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事について、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費の全部又は一部を、使用者からの申出があれば、工事完成日以降に納めさせることができる。この場合、支払期間に応じて金利相当額を納めさせることがある。
  - 6 本市は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額納めさせる。
  - 7 本市は、工事費等を受領した後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく、精算する。
    - (1) 工事の設計後に使用者の申出により、導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更のあったとき
    - (2) 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘削規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき
    - (3) 工事に要する材料の価額（消費税等相当額を加えた額をいう。）又は労務費に著しい変動があったとき
    - (4) その他工事費等（所要工事費等に消費税等相当額を加えた額をいう。）に著しい差異が生じたとき
  - 8 本市は、前条第10項により受領した工事負担金について、3年経過後における供給地点の数に差異が生じたときは、精算する。

#### （供給施設等の検査）

- 第14条 使用者は、本市にガスメーターの計量の検査を請求することができる。この場合、検査料（検査に要する費用をいい、検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えた額とする。次項において同じ。）は使用者が負担するものとする。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は本市が負担する。
- 2 使用者は、内管、ガス栓、消費機器等の検査を本市に要求することができる。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料は使用者が負担するものとする。
  - 3 本市は、第1項及び前項に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかに使用者に通知する。
  - 4 使用者は、本市が第1項及び第2項に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができる。

## 第4章 検針及び使用量の算定

### (検針)

第15条 本市は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」という。）を行う。定例検針を行う日は以下の手順により定めるものとする。

- (1) 検針区域の設定 効率的に検針できるよう、一定の区域を設定する。
  - (2) 定例検針を行う日の設定 検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定める。
- 2 本市は、前項の定例検針日以外に次の各号に掲げる日に検針を行う。
- (1) 新たにガスの使用を開始した日（使用者の申込みにより、ガスメーターを開栓した日をいう。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び第4号の場合を除く。）
  - (2) 第8条第1項から第3項の規定により解約を行った日
  - (3) 第33条第1項の各号の事由によりガスの供給を停止した日
  - (4) 第34条第1項の各号の事由によりガスの供給を再開した日
  - (5) ガスメーターを取り替えた日
- 3 本市は、使用者が新たにガスの使用を開始した場合で、使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が5日（休日を除く。）以下の場合には、使用開始直後の定例検針を行わないことができる。
- 4 本市は、ガス小売供給契約が第8条第1項又は第2項の規定により解除される場合で、解除の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解除の期日までの期間が5日（休日を除く。）以下の場合には、解除の期日直前の定例検針を行わないか、又は既に行った解除の期日直前の定例検針を行わなかったものとするることができる。
- 5 本市は、第2項第3号の供給停止に伴う検針日から同項第4号の供給再開に伴う検針日までの期間が6日（休日を除く。）以下の場合には、行った検針のいずれも行わなかったものとするることができる。
- 6 本市は、使用者の不在又は災害等やむを得ない事情により、検針すべき日であっても検針しないことができる。

### (計量の単位)

第16条 使用量の単位は、立方メートルとする。

- 2 検針の際の小数点第2位以下の端数は読まない。
- 3 次条第9項の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第2位以下の端数は切り捨てる。

### (使用量の算定)

第17条 本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの指示値により、その料金算定期間の使用量を算定する。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量とする。

- 2 前項の「検針日」とは、次の日をいう（次項、第7項及び第20条第1項において同じ）。
- (1) 第15条第1項及び第2項第1号から第4号までの日であって、検針を行った日
  - (2) 第4項から第7項までの規定により使用量を算定した日
  - (3) 第8項の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日
- 3 第1項の「料金算定期間」とは、次の期間をいう。
- (1) 検針日の翌日から次の検針日までの期間（次号及び第3号の場合を除く。）
  - (2) 新たにガスの使用を開始した場合又は第34条の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間
  - (3) 第33条の規定によりガスの供給を停止した日に第34条の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間
- 4 本市は、使用者が不在等のため検針できなかつた場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」という。）の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量とする。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」という。）の使用量は、次の算式により算定する。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

（備考）

$V_1$  = 推定料金算定期間の使用量

$V_2$  = 翌料金算定期間の使用量

$M_1$  = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

$M_2$  = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- 5 前項で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の第1号の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の第2号の算式で算定した使用量に、各々見直すものとする。

$$(1) \quad V_2 = (M_2 - M_1) \times 1 / 2 \quad (0.1 \text{ 立方メートル未満の端数は、切り上げる。})$$

$$(2) \quad V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$$

（備考）

$V_1$  = 推定料金算定期間の使用量

$V_2$  = 翌料金算定期間の使用量

$M_1$  = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

$M_2$  = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- 6 本市は、使用者が不在等のため検針できなかつた場合において、その使用者の不在等の期間が明らかなきときは、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりとする。

(1) 使用者が推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきときは、その月の使用量は0立方メートルとする。

(2) 使用者の過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量とする。

- 7 本市は、新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、使用者が不在等のため検針できなかつた場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルとする。

- 8 本市は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかつた場合の料金算定期間の使用量は、第4項から前項に準じて算定する。

なお、後日、ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、第10項又は第11項に準じて使用量を算定し直すものとする。

- 9 本市は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、使用者と協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第2の算式により使用量を算定する。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定する。

- 10 本市は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、使用者と協議のうえ、使用量を算定する。

- 11 本市は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明である使用者が多数発生し、使用量算定について使用者との個別の協議が著しく困難な場合には、その料金算定期間の使用量は前項の基準により算定することができる。

なお、使用者より申出がある場合は、協議のうえ、改めて使用量を算定し直すものとする。

(使用量のお知らせ)

- 第18条 本市は、前条の規定により使用量を算定したときには、速やかにその使用量を使用者に通知する。

## 第5章 料 金 等

(料金の適用開始)

- 第19条 料金は、新たにガスの使用を開始した日又は第34条の規定により供給を再開した日から適用する。

(支払期限)

- 第20条 使用者が支払うべき料金の支払義務は、納入通知書の発行の日（以下「支払義務発生日」という。）に発生する。

- 2 料金は、次項に定める支払期限日までに支払うものとする。

- 3 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目とする。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日とする。

(料金の徴収及び算定等)

- 第21条 使用者は、支払の時期により、次項に定める早収料金又は第9項に定める遅収料金のいずれか選択することができるものとする。

- 2 本市は、料金の支払が、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」という。）に行われる場合には、第4項により算定された料金（以下「早収料金」という。）に消費税等相当額を加えた額を使用者から徴収する。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長する。

- 3 本市は、料金を口座振替により支払う使用者で、本市の都合により、料金を早収料金適用期間経過後に使用者の口座から引き落としした場合は、早収料金適用期間内に納入されたものとする。
- 4 本市は、別表第1の料金表を適用して、第18条の規定により通知した使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定する。ただし、第11条第7項なお書きの規定により、使用者が1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、使用者から申込みがあり、かつ、本市が認めたときは、それぞれのガスメーターの指示値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個とみなして、早収料金を算定する。(第7項及び第8項の場合も同様とする。)
- 5 本市は、次項の規定により早収料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として早収料金を算定する。
- 6 本市は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早収料金を日割計算により算定する。ただし、本市の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除く。
  - (1) 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合
  - (2) 新たにガスの使用を開始した場合
  - (3) 第8条第1項から第3項の規定により解約等を行った場合
  - (4) 第33条第1項の各号の事由によりガスの供給を停止した場合(第15条第5項により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除く。)
  - (5) 第34条の規定によりガスの供給を再開した場合(第15条第5項により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除く。)
  - (6) 第32条第1項の規定によりガスの供給を中止し又は使用者に使用を中止させた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金は徴収しない。
- 7 本市は、前項第1号から第5号までの規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、別表第4による。
- 8 本市は、第6項第6号の規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、別表第5による。
- 9 料金の支払いが早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割増ししたもの(以下「遅収料金」という。)に消費税等相当額を加えた額を徴収する。
- 10 本市は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
- 11 本市は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金(基準単位料金又は調整単位料金)をあらかじめ使用者に通知し、使用者が料金を算定できるようにする。

#### (単位料金の調整)

第22条 本市は、毎月、次項第2号により算定した平均原料価格が次項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第1の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定する。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定する。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3のとおりとする。

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金（税抜）＋0.204円×原料価格変動額／100円

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金（税抜）－0.204円×原料価格変動額／100円

（備考）

上記ア、イの算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨てる。

2 前項の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりとする。

(1) 基準平均原料価格（トン当たり）

67,520円

(2) 平均原料価格（トン当たり）

別表3に定められた各3か月間における各月の価額（財務省が関税法（昭和29年法律第61号）第102条の規定により、公表する貿易に関する統計による価額）の合計額を、当該3か月間の数量（財務省が同法同条の規定により公表する貿易に関する統計による数量）の合計量で除して得たトン当たり平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入して得た金額）とする。

（算定式）

平均原料価格＝トン当たりLPG平均価格

（備考）

トン当たりLPG平均価格は、本市ホームページ、本市の掲示場に掲示する。

(3) 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額とする。

（算定式）

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

（料金の精算等）

第23条 本市は第17条第5項の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金として既に徴収した金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算する。

2 本市は、既に料金として徴収した金額と第17条第9項から第11項までの規定により算定した使用量に基づいた料金との差額が生じた場合には、これを精算する。

（料金の支払方法）

第24条 料金は、口座振替又は払込みのいずれかの方法により、毎月支払わなければならない。

また、第34条第1項第1号及び第2号に規定する料金は、払込みの方法により支払わなければならない。

#### (料金の口座振替)

第25条 料金を口座振替の方法で支払う場合の金融機関は、本市が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）とする。

- 2 使用者は、料金を口座振替の方法で支払う場合は、本市所定の申込書又は指定金融機関所定の申込書によりあらかじめ指定金融機関に申し込まなければならない。
- 3 料金の口座振替日は、本市が指定した日とする。
- 4 使用者は第2項により口座振替の申込みをした場合において、本市における当該口座振替への切替えの手續が完了するまでの間は、料金を払込みの方法で支払わなければならない。

#### (料金の払込み)

第26条 使用者は、料金を払込みの方法で支払う場合は、本市で作成した納入通知書により、次のいずれかの場所で支払わなければならない。ただし、本市での払込みにおいては、この限りでない。

- (1) 本市
- (2) 指定金融機関
- (3) 本市が指定したコンビニエンスストア（以下「指定コンビニエンスストア」という。）

#### (料金の本市への支払日)

第27条 本市は、使用者が料金を口座振替の方法で支払う場合は、使用者の預金口座から引き落とされた日に本市に対し支払われたものとする。

- 2 本市は、使用者が料金を指定金融機関又は指定コンビニエンスストアで払込みの方法で支払う場合、その指定金融機関又は指定コンビニエンスストアに払い込まれた日に本市に対し支払われたものとする。

#### (遅収料金の徴収方法)

第28条 本市は、使用者から遅収料金を徴収する場合は、早収料金に消費税等相当額を加えた額に相当する金額を支払期限日までに徴収し、この金額と遅収料金に消費税等相当額を加えた額との差額（以下「遅収加算額」という。）を、翌月以降に徴収するものとする。

- 2 遅収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合には、翌月以降の料金と同時に徴収する。

#### (料金の支払順序)

第29条 使用者は、支払義務の発生した順序で料金を支払わなければならない。

#### (工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法)

第30条 工事費等、供給施設の修繕費、検査料及びその他の料金以外の代金については、原則として払込みの方法で支払わなければならない。この場合、次のいずれかの場所で支払わなければならない。

- (1) 本市

(2) 指定金融機関

## 第6章 供給

### (供給ガスの圧力及び成分)

第31条 本市は、別表第1に掲げる供給地点群に対し、別表第6に定める圧力及び成分（以下「圧力等」という。）のガスを供給する。

2 本市は、前項に規定するガスの圧力等を維持できないことによって、使用者が損害を受けたときは、その損害の賠償の責任を負う。ただし、本市の責めに帰すべき事由がないときは、本市は賠償の責任を負わない。

### (供給又は使用の制限等)

第32条 本市は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又は使用者に使用の制限若しくは中止をさせることができる。

- (1) 災害等その他の不可抗力による場合
- (2) ガス工作物に故障が生じた場合
- (3) ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合
- (4) 法令の規定による場合
- (5) ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（第38条第1項の処置をとる場合を含む。）
- (6) ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
- (7) その他保安上必要がある場合（第38条第4項の処置をとる場合を含む。）

2 本市は、前条第1項に規定するガスの圧力等を維持できない場合及び前項の規定によりガスの供給を制限若しくは中止をし、又は使用者にガスの使用の制限若しくは中止をさせる場合は、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法で周知するものとする。

### (供給停止)

第33条 本市は、使用者が次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することができる。この場合において、本市が損害を受けたときは、原則として使用者にその損害の賠償を請求することができる。

なお、第1号から第3号までの事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を松江市ガス事業管理者が予告する。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間程度及び5日間程度（いずれも休日を含む。）の日数をおいて少なくとも2回予告する。

- (1) 支払期限日を経過してもなお料金の支払がない場合
- (2) 本市との他のガス小売供給契約（既に消滅しているものを含む。）の料金について前号の事実があり、期日を定めて支払を求めたにもかかわらず、なお期日までに支払がない場合
- (3) この小売約款に基づいて支払を求めた料金以外の債務について、支払がない場合
- (4) 第40条各号に掲げる本市の職員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合

- (5) 使用者の責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、又は不正にガスを使用した場合において、本市がその旨を警告しても改めない場合
- (6) 第3条第1項第7号の境界線内の本市のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、本市に重大な損害を与えた場合
- (7) 第38条第5項の規定に違反した場合
- (8) その他この小売約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

#### (供給停止の解除)

第34条 前条の規定により供給を停止した場合において、使用者が次の各号に掲げる事由に該当することを本市が確認できた場合には、速やかに供給を再開する。

なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、使用者又は使用者の代理人に立会いを求める場合がある。

- (1) 前条第1項第1号の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合
- (2) 前条第1項第2号の規定により供給を停止したときは、本市との他のガス小売供給契約（既に消滅しているものを含む。）の料金で、それぞれのガス小売供給契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合
- (3) 前条第1項第3号から第8号までの規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、本市に対して支払を要することとなった債務を支払われた場合

#### (供給制限等の賠償)

第35条 本市が第8条第4項、第32条又は第33条の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために使用者が損害を受けた場合において、本市の責めに帰すべき事由がないときは、本市は賠償の責任を負わない。

## 第7章 保 安

#### (供給施設の保安責任)

第36条 内管及びガス栓等、第12条第1項及び第4項の規定により使用者の資産となる第3条第1項第7号の境界線よりガス栓までの供給施設については、使用者の責任において管理するものとする。

- 2 本市は、ガス事業法令の定めるところにより、前項の供給施設について次項に定める検査及び緊急時の措置等の保安責任を負うものとする。使用者の承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、使用者が本市の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、本市は賠償の責任を負わない。
- 3 本市は、ガス事業法令の定めるところにより、第3条第1項第8号及び第14号に規定する内管及び消費機器等について、使用者の承諾を得て検査するものとする。また、本市は、その検査の結果を速やかに使用者に通知する。

なお、調査の際は使用者等は、立会に応ずるものとする。

### (周知及び調査義務)

- 第37条 本市は、使用者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項を周知するものとする。
- 2 本市は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、使用者の承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかにつき調査する。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、その使用者にガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかつたときに生じる結果を通知する。
- 3 本市は、前項の通知に係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査する。

### (保安に対する使用者の協力)

- 第38条 使用者は、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、本市に通知しなければならない。この場合、本市は、直ちに適切な処置を講じる。
- 2 本市は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等を使用者に依頼する場合がある。  
供給又は使用の状態が復旧しないときは、前項の場合に準じて本市に通知しなければならない。
- 3 使用者は、第36条第3項及び前条第2項の通知を受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置を講じなければならない。
- 4 本市は、保安上必要と認める場合には、使用者の土地又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、それに要する費用は使用者の負担とする場合がある。また、本市は場合によっては使用を中止させることができる。
- 5 本市は、使用者が本市の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは第31条第1項に規定するガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置してはならない。
- 6 使用者は本市が第11条第8項の規定により設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替え等維持管理が常に容易な状態に保持しておかなければならない。

### (使用者の責任)

- 第39条 使用者は、第37条第1項の規定により本市が通知した事項等を遵守してガスを適正、かつ、安全に使用しなければならない。
- 2 使用者は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置若しくは撤去する場合又はこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。

## 第8章 そ の 他

### (使用場所への立入り)

- 第40条 本市は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、使用者の承諾を得て、職員を使用の供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせることができる。この場合において、

正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾しなければならない。また、保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立ち入ることを承諾しなければならない。

なお、本市は、職員に所定の証明書を携帯させ、使用者の要求に応じて、これを提示する。

- (1) 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含む。）
- (2) 供給施設の検査及び消費機器の調査のための作業
- (3) 本市の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
- (4) 第8条第1項から第4項までの規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- (5) 第32条又は第33条の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業
- (6) ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業
- (7) その他保安上の理由により必要な作業

## 附 則

### (実施の期日)

1. この小売約款は、平成29年4月1日から実施する。

## 附 則

### (実施の期日)

1. この小売約款は、令和元年10月1日から実施する。

### (経過措置)

2. この小売約款の規定にかかわらず、この小売約款の実施の期日（以下「実施日」という。）前から継続して供給しているガスの使用で、料金算定期間の初日が実施日前に属し、かつ、当該料金算定期間の末日が実施日から令和元年10月31日までの間に属する料金算定期間の料金については、なお従前の例により徴収する。

## 附 則

### (実施の期日)

1. この小売約款は、令和4年11月1日から実施する。

### (経過措置)

2. この小売約款の規定にかかわらず、令和4年12月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

## 供給地点群及び適用する料金表

1. 供給地点群名 あじさい団地  
 (1) 供給地点 島根県松江市上東川津町1251-1外

供給地点							
1	—	1～5	5戸	11	—	1～14	14戸
2	—	1～5	5戸	12	—	1～14	14戸
3	—	1～4	4戸	13	—	1～7	7戸
4	—	1～13	13戸	14	—	1～12	12戸
5	—	1～9	9戸	15	—	1～9	9戸
6	—	1～14	14戸	16	—	1～14	14戸
7	—	1～14	14戸	17	—	1～12	12戸
8	—	1～14	14戸	18	—	1～4	4戸
9	—	1～14	14戸	19	—	1～2	2戸
10	—	1～14	14戸	集会所		1	1戸

(2) 供給地点数 195戸

## 2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は第22条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

## 3. 適用する料金表

## (1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用する。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用する。

## (2) 料金表A

## ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,067.00円 (税込)
	970.00円 (税抜)

## イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	471.58円 (税込)
	428.71円 (税抜)

## ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

## (3) 料金表B

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,573.00円 (税込)
	1,430.00円 (税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	408.33円 (税込)
	371.21円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金(税抜)をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

(4) 料金表C

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	4,178.90円 (税込)
	3,799.00円 (税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	321.46円 (税込)
	292.24円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金(税抜)をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

## 供給地点群及び適用する料金表

1. 供給地点群名 シンフォニータウン乃白  
 (1) 供給地点 島根県松江市乃白町字辻廻811番地

供給地点							
1	－	1～3	3戸	9	－	1～6	6戸
2	－	1～6	6戸	9	－	8～13	6戸
3	－	1～3	3戸	10	－	1～14	14戸
3	－	6	1戸	11	－	1～14	14戸
4	－	1～8	8戸	12	－	1～5	5戸
5	－	1～6	6戸	12	－	7～12	6戸
5	－	8～14	7戸	13	－	1～7	7戸
6	－	1～4	4戸	13	－	8～13	6戸
7	－	1～13	13戸	14	－	1～5	5戸
8	－	1～8	8戸	14	－	7～12	6戸
8	－	10～19	10戸	15	－	1～15	15戸
				合 計		159戸	

- (2) 供給地点数 159戸

## 2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は第22条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

## 3. 適用する料金表

## (1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用する。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用する。

## (2) 料金表A

## ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,144.00円 (税込)
	1,040.00円 (税抜)

## イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	509.75円 (税込)
	463.41円 (税抜)

## ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単

位料金とする。

(3) 料金表B

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,760.00円(税込)
	1,600.00円(税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	432.75円(税込)
	393.41円(税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金(税抜)をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

(4) 料金表C

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	4,836.70円(税込)
	4,397.00円(税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	330.18円(税込)
	300.17円(税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金(税抜)をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

## 供給地点群及び適用する料金表

## 1. 供給地点群名 山代住宅

## (1) 供給地点 島根県松江市山代町694-1番地

1号棟	3号棟	5号棟
101号～104号	101号～104号	101号～104号
201号～204号	201号～204号	201号～204号
301号～304号	301号～304号	301号～304号
401号～404号	401号～404号	401号～404号
6号棟	7号棟	8号棟
101号～106号	101号～105号	101号～104号
201号～206号	201号～207号	201号～206号
301号～306号	301号～307号	301号～306号
401号～406号	401号～407号	401号～406号

## (2) 供給地点数 120戸

## 2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は第22条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

## 3. 適用する料金表

## (1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用する。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用する。

## (2) 料金表A

## ア 本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,144.00円（税込）
	1,040.00円（税抜）

## イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	444.08円（税込）
	403.71円（税抜）

## ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

## (3) 料金表B

## ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,727.00円 (税込)
	1,570.00円 (税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	371.20円 (税込)
	337.46円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金(税抜)をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

(4) 料金表C

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	3,850.00円 (税込)
	3,500.00円 (税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	300.43円 (税込)
	273.12円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金(税抜)をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

## 供給地点群及び適用する料金表

1. 供給地点群名 松江市営大庭アパート  
 (1) 供給地点 島根県松江市山代町329番地1  
 島根県松江市大庭町107番地4

第1号棟	1～24	第2号棟	25～48
集会所	49	第3号棟	50～73
第4号棟	74～89	第5号棟	90～113

- (2) 供給地点数 113戸

## 2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は第22条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

## 3. 適用する料金表

## (1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用する。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用する。

## (2) 料金表A

## ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,023.00円 (税込)
	930.00円 (税抜)

## イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	430.25円 (税込)
	391.14円 (税抜)

## ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単  
位料金とする。

## (3) 料金表B

## ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,573.00円 (税込)
	1,430.00円 (税抜)

## イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	361.50円 (税込)
	328.64円 (税抜)

## ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単

位料金とする。

(4) 料金表C

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	4,400.00円(税込)
	4,000.00円(税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	267.26円(税込)
	242.97円(税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金(税抜)をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

## 供給地点群及び適用する料金表

1. 供給地点群名 松江市営宝谷住宅  
 (1) 供給地点 島根県松江市山代町567番地外

市営住宅 (平屋)				
1～ 41号				
集会所 1				
市営アパート (共同住宅)				
1号棟	1～24号			
2号棟	1～24号			
3号棟	311～316号	321～326号	331～336号	341～346号
4号棟	411～416号	421～426号	431～436号	441～446号
5号棟	511～516号	521～526号	531～536号	541～546号
6号棟	611～616号	621～626号	631～636号	641～646号
7号棟	711～716号	721～726号	731～736号	741～746号
8号棟	811～816号	821～826号	831～836号	841～846号
9号棟	911～916号	921～926号	931～936号	941～946号
10号棟	1011～1016号	1021～1026号	1031～1036号	
	1041～1046号			
県営アパート (共同住宅)				
1号棟	111～116号	121～126号	131～136号	141～146号
2号棟	211～216号	221～226号	231～236号	241～246号
3号棟	311～316号	321～326号	331～336号	341～346号
集会所	1			

- (2) 供給地点数 355戸

## 2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位料金(税抜)又は第22条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

## 3. 適用する料金表

## (1) 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用する。  
 料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用する。  
 料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用する。

(2) 料金表A

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,023.00円 (税込)
	930.00円 (税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	422.15円 (税込)
	383.78円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金(税抜)をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

(3) 料金表B

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,573.00円 (税込)
	1,430.00円 (税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	353.40円 (税込)
	321.28円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金(税抜)をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

(4) 料金表C

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	3,802.70円 (税込)
	3,457.00円 (税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	279.08円 (税込)
	253.71円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金(税抜)をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

## 供給地点群及び適用する料金表

1. 供給地点群名 松江市営来美アパート  
 (1) 供給地点 島根県松江市山代町701番地  
 島根県松江市山代町712番地

松江市山代町701番地	
第1号棟	1～24
第2号棟	25～48
松江市山代町712番地	
第3号棟	49～80
第4号棟	81～96
集会所	97

- (2) 供給地点数 97戸

## 2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は第22条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定する。

## 3. 適用する料金表

## (1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用する。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用する。

## (2) 料金表A

## ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,078.00円 (税込)
	980.00円 (税抜)

## イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	442.48円 (税込)
	402.26円 (税抜)

## ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

## (3) 料金表B

## ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,628.00円(税込)
	1,480.00円(税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	373.73円(税込)
	339.76円(税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金(税抜)をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

(4) 料金表C

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	4,501.20円(税込)
	4,092.00円(税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	277.95円(税込)
	252.69円(税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金(税抜)をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

## 供給地点群及び適用する料金表

1. 供給地点群名 生馬が丘団地  
 (1) 供給地点 島根県松江市東生馬町33-1番地

供給地点							
1	ー	1～5	5戸	15	ー	1～8	8戸
2	ー	1～3	3戸	16	ー	1～8	8戸
3	ー	1～15	15戸	17	ー	1～10	10戸
4	ー	1～17	17戸	18	ー	1～10	10戸
5	ー	1～14	14戸	19	ー	1～10	10戸
6	ー	1～13	13戸	20	ー	1～8	8戸
7	ー	1～2	2戸	21	ー	1～10	10戸
8	ー	1～12	12戸	22	ー	1～14	14戸
9	ー	1～13	13戸	23	ー	1～12	12戸
10	ー	1～14	14戸	25	ー	1～2	2戸
11	ー	1～10	10戸	26	ー	1	1戸
12	ー	1～10	10戸	27	ー	1～2	2戸
13	ー	1～10	10戸	28	ー	1～6	6戸
14	ー	1～10	10戸	集会所		1	1戸
				合計		250戸	

- (2) 供給地点数 250戸

## 2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は第22条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

## 3. 適用する料金表

## (1) 用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用する。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用する。

## (2) 料金表A

## ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,056.00円 (税込)
	960.00円 (税抜)

## イ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	4 5 9 . 2 0 円 (税込)
	4 1 7 . 4 6 円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第 2 2 条の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金とする。

(3) 料金表 B

ア 基本料金

1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき	1, 5 4 0 . 0 0 円 (税込)
	1, 4 0 0 . 0 0 円 (税抜)

イ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	3 9 8 . 7 0 円 (税込)
	3 6 2 . 4 6 円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第 2 2 条の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金とする。

(4) 料金表 C

ア 基本料金

1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき	3, 5 1 7 . 8 0 円 (税込)
	3, 1 9 8 . 0 0 円 (税抜)

イ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	3 3 2 . 7 7 円 (税込)
	3 0 2 . 5 2 円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第 2 2 条の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金とする。

## 供給地点群及び適用する料金表

1. 供給地点群名 中曽根団地住宅  
 (1) 供給地点 島根県松江市山代町810番地1  
 島根県松江市山代町736番地

松江市山代町810番地1					
第1号棟	1～16	第2号棟	17～40	第3号棟	41～64
第4号棟	65～88	第5号棟	89～120	集会所	121
松江市山代町736番地					
第1棟	1～6	第2棟	7～12	第3棟	13～16
第4棟	17～20	第5棟	21～24	第6棟	25～28
第7棟	29～32	第8棟	33～36	第9棟	37～40
第10棟	41～42	第11棟	43～44	第12棟	45～48
第13棟	49～52	第14棟	53～56	第15棟	57～60
第16棟	61～64	第17棟	65～68	第20棟	79～84
第21棟	85～88	第22棟	89～92	第23棟	93～94
第24棟	95～96	第25棟	97～100	第26棟	101～104
第27棟	105～108				

- (2) 供給地点数 219戸

## 2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は第22条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

## 3. 適用する料金表

## (1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用する。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用する。

## (2) 料金表A

## ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,067.00円 (税込)
	970.00円 (税抜)

## イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	449.44円 (税込)
	408.59円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

(3) 料金表B

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,606.00円 (税込)
	1,460.00円 (税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	382.07円 (税込)
	347.34円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

(4) 料金表C

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	3,788.40円 (税込)
	3,444.00円 (税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	309.32円 (税込)
	281.20円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

## 供給地点群及び適用する料金表

1. 供給地点群名 八幡団地住宅
- (1) 供給地点 島根県松江市八幡町379番地1  
島根県松江市馬潟町169番地3  
島根県松江市馬潟町178番地11  
島根県松江市馬潟町366番地70

分譲住宅	1～58		
宅地分譲	61～67		
県営住宅			
第1号棟	68～91	第2号棟	92～115
第3号棟	116～147	第4号棟	148～171
第5号棟	172～195		
松江市立竹矢小学校校舎	196		
松江市立竹矢幼稚園園舎	197		
分譲、宅地分譲集会所	198		
宅地分譲	199～205		

- (2) 供給地点数 203戸

## 2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位数料金（税抜）又は第22条の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金に使用量を乗じて算定する。

## 3. 適用する料金表

## (1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用する。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用する。

## (2) 料金表A

## ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,023.00円 (税込)
	930.00円 (税抜)

## イ 基準単位数料金

1立方メートルにつき	439.56円 (税込)
	399.60円 (税抜)

## ウ 調整単位数料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

(3) 料金表B

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,529.00円 (税込)
	1,390.00円 (税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	376.31円 (税込)
	342.10円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

(4) 料金表C

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	3,960.00円 (税込)
	3,600.00円 (税抜)

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	295.27円 (税込)
	268.43円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

## 供給地点群及び適用する料金表

1. 供給地点群名 矢田団地住宅  
 (1) 供給地点 島根県松江市矢田町57番地2

第1号棟	1～32
第2号棟	33～64
第3号棟	65～88
第4号棟	89～120
集会所	121

- (2) 供給地点数 121戸

## 2. 早取料金の算定方法

- (1) 早取料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は第22条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

## 3. 適用する料金表

## (1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用する。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用する。

## (2) 料金表A

## ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,089.00円 (税込)
	990.00円 (税抜)

## イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	452.36円 (税込)
	411.24円 (税抜)

## ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

## (3) 料金表B

## ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,650.00円 (税込)
	1,500.00円 (税抜)

## イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	382.23円 (税込)
	347.49円 (税抜)

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

(4) 料金表C

ア 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	4,284.50円（税込）
	3,895.00円（税抜）

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	294.41円（税込）
	267.65円（税抜）

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金（税抜）をもとに第22条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいう。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいう。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、第17条第9項の規定により算定する使用量

V<sub>1</sub> は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

### 調整単位料金の適用基準

1. 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとする。
  - (1) 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - (2) 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - (3) 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - (4) 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - (5) 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - (6) 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - (7) 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - (8) 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - (9)㊥ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - (10) 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - (11) 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
  - (12) 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

用する。

### 早収料金の日割計算(1)

早収料金は、次の日割計算後基本料金（税抜）と従量料金の合計額とする。

なお、別表第1における料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量による。

(1) 日割計算後基本料金（税抜）

基本料金（税抜）×日割計算日数／30

（備考）

- ① 基本料金は、別表第1の料金表における基本料金（税抜）
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数。ただし、第21条第6項第1号から第5号までの場合において料金算定期間の日数が31日以上35日までのときは30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て

(2) 従量料金

別表第1の料金表における基準単位料金（税抜）又は第22条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3における適用基準と同様とする。

## 早収料金の日割計算(2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金（税抜）と従量料金の合計額とする。

なお、別表第1における料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量による。

### (1) 日割計算後基本料金（税抜）

基本料金（税抜）×（30－供給中止期間の日数）／30

（備考）

- ① 基本料金（税抜）は、別表第1の料金表における基本料金（税抜）
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数とし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て

### (2) 従量料金

別表第1の料金表における基準単位料金（税抜）又は第22条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3における適用基準と同様とする。

供給ガスの圧力等

本市が供給するガスの圧力等は、次のとおりとする。

- (1) 圧力 { 最高圧力 3.2キロパスカル  
最低圧力 2.2キロパスカル
- (2) ガスの規格 「い号」 LPガス
- (3) 液化石油 { プロパン及びプロピレンの合計量の含有率 80パーセント以上  
ガスの成分 { エタン及びエチレンの合計量の含有率 5パーセント以下  
ブタジエンの含有率 0.5パーセント以下
- (4) 熱量は100.46メガジュール